えひめ夢提案 募集

**地域の夢を応援します**

**令和２年** 1月１日（木）～30日（金）

募集期間

10

みなさんは、「この県の規制を緩和してくれたら、こんな事業ができるのに･･･｣、「もっとわかりやすい基準を示してくれたら、スムーズに取り組めるのに･･･」などと思ったことはありませんか？

○県の条例、規則、要綱などの基準の緩和、運用の明確化

○手続きの一元化、簡素化

○補助金等の採択基準、対象、利用条件等、要件の改善　など・・・

「えひめ夢提案制度」は、そんな地域活性化に取り組まれるみなさんからの提案をいただき、**県の規制緩和をはじめとした支援を行う制度**です。



夢提案募集

県が定めた規制の緩和や支援策

提案の範囲

提案者

地域づくり団体、ＮＰＯ、企業、個人、市町等、**どなたでも結構**です。

※ただし、提案者ご自身が、地域活性化を目指し具体的な取組みをされる場合に限ります。

提案者

所定の様式に必要事項を記入のうえ、県庁地域政策課まで、Ｅメール、郵送、ＦＡＸ又は持参で提出してください。

提案様式は県のホームページ（http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian\_top.htm）から入手いただけます。または、下記までお電話いただければ、様式を郵送いたします。

【提出先】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【相談窓口】

　〒790-8570　　松山市一番町４丁目４－２ 　　東予地方局地域政策課　０８９７－５６－０７１０

　　県庁地域政策課　　　　　　　　　　　　　 　　中予地方局地域政策課　０８９－９０９－８７５１

ＴＥＬ　０８９－９１２－２２３５　　　　　 　　南予地方局地域政策課　０８９５－２８－６１４３

ＦＡＸ　０８９－９１２－２２５６　　　 　 　　県庁地域政策課 　０８９－９１２－２２３５

Ｅ－mail　：　yume-teian@pref.ehime.lg.jp

提案方法

夢提案

検索

**あなたのチカラで地域を元気にしませんか！**

えひめ夢提案応募のススメ

**Ｑ１．えひめ夢提案制度で何ができるの？**

　みなさんの、地域の元気につながる事業や取組みを、県の規制の緩和や手続きの簡素化、県の施設等の利便性の向上、県のノウハウなどで応援します。

例えば、「地元で新しい事業をやってみたいが、規制があってなかなかうまくいかない。」といった思いをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、そのような皆さんの「夢」を「提案」というかたちで応募していただければ、県では その夢の実現に向けて、障害となっている規制を緩和するなど、様々な形で皆さんを応援したいと考えています。

*夢提案実現事例＆体験談*

**二人乗りタンデム自転車の一般道路走行が可能に**

**～規則改正による支援～**

　二人乗りタンデム自転車は、ご夫婦や親子、あるいは一人で自転車に乗ることが困難な視覚障碍者等の方もサイクリングを楽しむことができ、また、観光資源としての活用なども期待されます。

　県道路交通規則では、原則として自転車の二人乗りが禁止されているため、一般道路を走行できませんでしたが、規則改正により、22年8月1日から県下全域でタンデム自転車の走行が可能になりました。

　また、10月から広島県でも

規制緩和が実施され、しまなみ

海道をタンデム自転車で渡るこ

とも可能になりました。

**“どぶろく”による地域の活性化**

**～県のプロジェクトチームによる支援～**

　第４回（平成18年春）提案募集において、宇和島市で「どぶろく」づくりに取り組むグループから、製造免許取得の手続き面などで県の支援を求める提案があったことを受け、地方局のプロジェクトチームが支援を行い、早期にどぶろくを製品化することができました。

　また、平成20年度には東温市のどぶろくづくりを支援した結果、３つの蔵元がどぶろくの製造を開始しました。

　平成22年度には、鬼北町の

どぶろくづくりを支援し、低

タンパク米を使った特色ある

どぶろくができました。

**農林漁家民泊体験による教育旅行推進**

**～条件整備による支援～**

　民宿として開業していない農林漁家が修学旅行生等の受け入れを行う上での

留意事項等を明確にするため、法規制などを踏まえた取扱方針を定め、研修会を

行うなどの条件整備を行いました。

**Ｑ２．「提案」って、何だか大変なイメージがあるのですが･･･？**

　この「夢提案制度」で提出いただく「提案書」は、Ａ４でたった１枚の書類です。その中に、どのような事業がしたいのか、どのような規制緩和や支援が必要か、といった内容をお書きいただいて、県庁 地域政策課までご提出いただければＯＫです。

どなたでも提案できますし、決して難しいものではありませんので、お気軽にご利用ください。分かりにくいことがありましたら、相談窓口まで電話をいただければ、障害となっている規制の根拠の確認から提案書の書き方まで、県職員がお手伝いをします。

